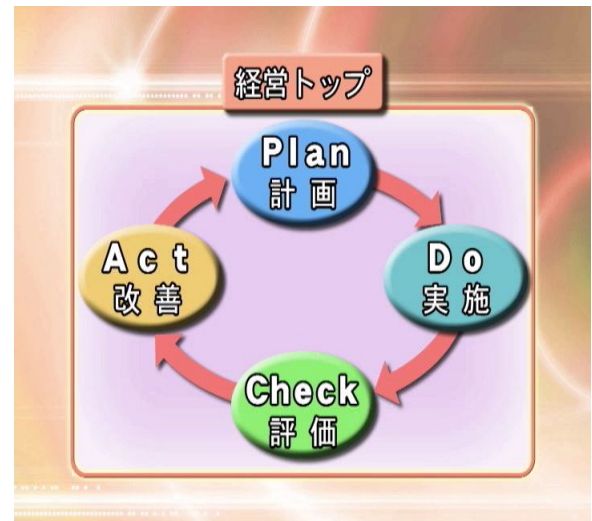


2 「運輸安全マネジメント制度」とは

2.1 「運輸安全マネジメント制度」の概要

国土交通省が平成18年10月から導入している「運輸安全マネジメント制度」は、鉄道、自動車、海運、航空の各運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築・改善し、それらの取組み状況を「運輸安全マネジメント評価」の実施により確認し、改善すべき点を助言するなどして、国と運輸事業者の皆様と一緒に運輸の安全を高めようという制度です。

「運輸安全マネジメント制度」においては、運輸事業者自らが、経営トップの主導のもと、安全管理体制を構築し、図のようなPDCAサイクルを適切に機能させます。PDCAサイクルとは、計画に基づき実施し、それを評価して改善に結びつけ、その結果をさらに次の計画に活かすという仕組みです。運輸事業者は、このサイクルに基づいて、安全管理の取組みを繰り返しながら徐々にスパイラルアップ（継続的改善）させることが求められています。



運輸安全マネジメント評価の様子

「運輸安全マネジメント評価」は、通例、3名程度の評価職員が1～2日間の日程で運輸事業者の本社等に出向き、経営トップをはじめとする経営陣の皆様から、安全管理体制の構築・改善の状況について直接インタビューを行い、関係書類を確認することにより、事業者の安全管理体制が適切に構築され、それがマネジメントシステムとして適切に運用しているかどうかについて、「安全管理規程に係るガイドライン」に規定されている14項目に基づき確認し、優れた点については褒め、改善すべき点については、改善に向けたやり方などを適宜助言します。

(運輸安全マネジメント評価の日程例)
(2日間評価の場合)

評価 1 日目		評価 2 日目	
13:10	オープニングミーティング	10:00	監査部長インタビュー
13:30	トップインタビュー	11:00	関係書類確認
14:30	安全統括管理者インタビュー	12:00	評価チーム内部打合せ
16:00	安全推進部長インタビュー	15:00	クロージングミーティング
17:30	初日終了	15:30	評価終了

2. 2 国土交通省における「運輸安全マネジメント制度」に係る取組み状況

平成20年10月から平成21年9月までの1年間、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度推進に向け、様々な取組みを行ってきました。以下、その概要をご紹介します。

(1) 運輸安全マネジメント評価の継続的实施

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室（以下「運輸安全監理官室」といいます。）では、平成20年10月から大手の運輸事業者を対象として、3回目の運輸安全マネジメント評価を開始しています。

一方、各地方運輸局等においても、各地方運輸局管内に所在する運輸事業者を対象として、1回目の運輸安全マネジメント評価を実施しています。

これら運輸安全マネジメント評価の実施結果概要は後述いたします。（4を参照）

(2) 小規模事業者への対応

これまでの評価により、全般的にみて基本的な安全管理の体制、関連規程類の整備等の枠組みについては概ね構築されている一方で、その取組み内容については、十分でない部分も見受けられ、事業者間あるいはモード間で程度の差があることが判明しており、特に、無軌条電車事業者、鋼索鉄道事業者、索道事業者及び小規模海運事業者（以下「小規模事業者」といいます。）においては、総じて、取組み途上であることから、小規模事業者に適した安全管理体制の構築・運用のあり方とその手法を確立することが急務の課題となっています。

このため、平成21年1月以降、小規模事業者がより効果的に安全管理に

取り組むことができるよう、運輸審議会安全確保部会の専門委員の皆様のご指導を賜りながら、「安全管理規程に係るガイドライン」に代わる小規模事業者向けのガイドラインの検討を進め、平成21年6月、冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を策定・公表しました。

国土交通省では、評価対象の全事業者に対して、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着を図りつつ、早期に1回目の評価を完了するため、上記冊子を指針とし、平成21年6月から、それぞれの小規模事業者に適した効率的な方法での評価を実施しています。

(3) 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた事業者支援

本制度は、事業者自らが本制度のコンセプトを理解し、納得し、安全性の向上に向け高い意識を持って積極的に取り組むことで、初めて輸送の安全性の向上が図られるものです。

これまで実施した運輸安全マネジメント評価では、事業者における安全管理体制の構築・改善に向けた取組みの中には、マネジメントシステムの観点から未だ十分でないものが見受けられました。また、事業者からは、「国においても、セミナーなどの開催、他の事業者の優れた取組み事例の周知・紹介など、事業者をサポートして欲しい。」という声が多く寄せられています。

このため、運輸安全監理官室では、これら取組みに係る事業者への支援のための施策を推進するため、以下の取組みを行っています。

- ① 平成21年12月、金子国土交通大臣出席のもと「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を東京で開催し、各運輸事業者の経営幹部をはじめとする約1,200名の運輸事業者等の皆様が傍聴されました。



H20.12.1 運輸安全シンポジウム全体風景

② 平成20年8月から、安全管理体制を構築・改善する上で必要となる実務クラスの知識を深めて頂くため、「安全管理規程に係るガイドライン」、「内部監査」、「リスク管理」をメニューとする少人数制の運輸安全セミナーを毎月、国土交通省内で定期的を開催しています。

③ 多くの事業者が取組み途上である事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の仕組み（以下「リスク管理」といいます。）について、平成18年度から平成20年度までの間、運輸事業者に特化したリスク管理のモデル構築等に関する調査検討を行い、その結果を踏まえ、平成21年6月に冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方（自動車モード編）」を作成・公表しました。

今後、上記調査検討の成果をもとに、自動車以外のモードへの水平展開などリスク管理のモデル構築等に関する調査検討を進めていくこととしています。

④ 今後、長期的視点にたって、運輸安全マネジメント制度を導入した結果、各事業者において、安全の取組みがいかに進められ、事業者内部で安全文化がいかに醸成・改善されているか、ヒューマンエラーを起因とする事故・トラブルの発生状況がいかに変化しているかなど、本制度導入による効果・検証を逐次行い、それらの結果をもとに、制度の見直し・改善に繋げていく必要があります。

しかしながら、現時点において、運輸安全マネジメント制度のねらいである、事業者の安全文化の醸成・改善の程度を推し量る評価手法は確立されていません。一方で、運輸事業における事故・トラブルの発生状況をはじめとする定量的なデータについても、制度導入による効果把握のための定量的な指標として活用することができるか否か、また、それらデータを指標として活用する際、どのような点に留意すべきかなど、精査・整理する必要があります。

このため、運輸安全監理官室では、平成20年度に、上記課題等を踏まえ、未だ明らかとなっていない運輸安全マネジメント制度導入による効果・検証のための指標の策定に向け、学識経験者に対して助言を求めながら、以下に示す事項を調査検討しました。

- 1) 安全文化の評価手法に関する国内外の知見の整理
- 2) 安全文化の醸成を評価する手法の検討
- 3) 運輸安全の確保に関連する既存データの収集・分析等

今後、運輸安全監理官室では、上記調査検討の成果をもとに、国土交通政策研究所と連携して、運輸事業者の安全文化の具体的な評価分析ツールの策定作業を進めることとしています。

- ⑤ 国土交通省では、従来から、運輸事業者の皆様に対しまして、輸送の安全に関する各種情報の公表等に努めてきたところですが、平成21年度、各事業法に基づく安全管理規程の作成及び届出が義務づけられている運輸事業者約1000社に対し、「運輸安全マネジメント制度に係る情報提供に関するアンケート」を行い、「運輸事業者の皆様自らが安全管理体制の構築・改善を行う上で真に有効かつ必要な輸送の安全に関する情報及びその提供のあり方」等に関する調査検討を進めています。
- ⑥ 事業者等に運輸安全についての理解を深めてもらいながら、事業者とともに安全のより一層の向上のための取組みを行っていくため、平成20年1月から以下の内容の「メルマガ『運輸安全』」を運輸事業者等の皆様に対して2ヶ月に1回発行・配信しています。平成21年10月からは、メルマガの内容を一新させました。今後は、安全情報提供の一層の充実をはじめ、良質な情報の発信に取り組んでいきます。

- 運輸安全に関する最近の動き：国土交通省の安全に関する施策の紹介。トピック的なもの
- 運輸安全マネジメント制度についての解説
- 現場だより：事業者や地方運輸局の安全への取組みについて、実際に取り組んでいる事業者及び地方運輸局自ら執筆
- 最近の事故、ヒヤリ・ハット情報の中から
- 運輸安全の新技術紹介
- その他：特集 等

URL：<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/mailmg.html>

または、インターネットで「国土交通省 HP」から「運輸安全政策」で検索してください。

（4）運輸安全マネジメント評価に係る技量の向上と体制の充実

公正かつ適切な評価の実施は、これら業務に従事する職員（以下「評価員」といいます。）のインタビュー技法等の力量に委ねられるといっても過言でないことから、評価員の評価に関する力量の充実・強化を図ることが必要です。

このため、大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官（以下「運輸安全調査官」といいます。）に対し、運輸安全マネジメント研修のほか、ISO9001審査員補研修、ISO内部監査員研修、コミュニケーション啓発研修等のマネジメントに関する研修などを実施しています。

また、評価員となる地方局の職員に対しては、運輸安全マネジメント研修を受講させるほか、OJTを兼ね、逐次、本省評価への立会や運輸安全調査官との合同評価を実施しています。